

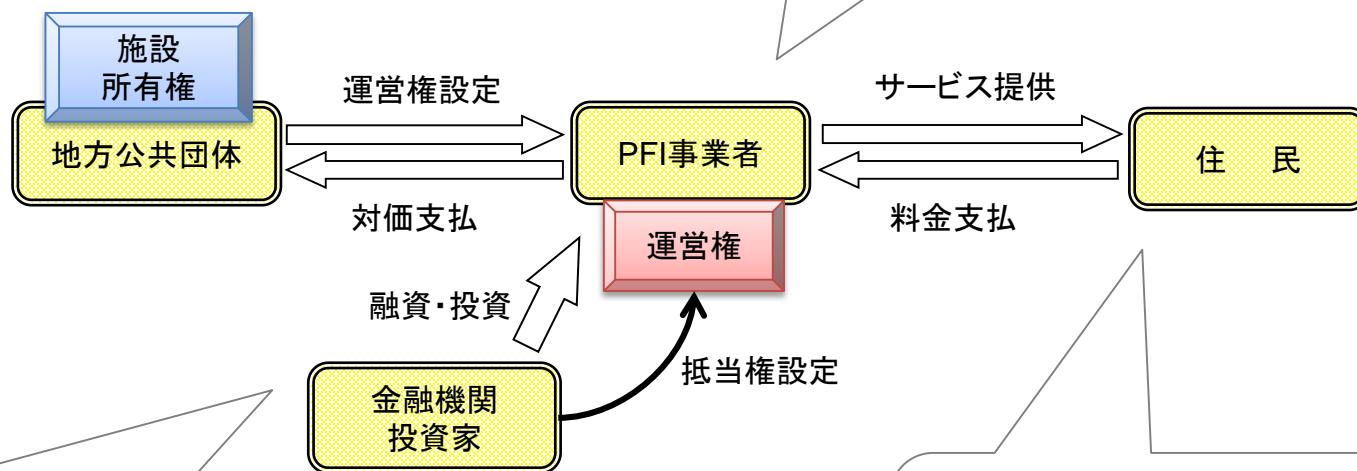
公共施設等運営権の導入メリット

《地方公共団体のメリット》

- ・運営権設定に伴う対価の取得
- ・民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
- ・技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化
- ・施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転

《民間事業者のメリット》

- ・「官業開放」による地域における事業機会の創出
- ・事業運営・経営についての裁量の拡大
- ・人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での柔軟な料金設定
- ・抵当権の設定による資金調達の円滑化



《金融機関・投資家のメリット》

- ・(抵当権設定が可能となり、) 金融機関の担保が安定化
- ・(運営権が譲渡可能となり、) 投資家の投資リスクが低下

《住民のメリット》

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスを享受